

# 令和5年 第12回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年12月26日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室
3. 出席委員 10名  
会 長 7番 坂 本 成 一  
  
委 員 1番 縣 次 男  
2番 二 宮 寿 徳  
3番 秋 吉 一 郎  
4番 高 田 英  
5番 大 津 雄 司  
6番 大 野 重 利  
9番 安 部 義 浩  
10番 麻 生 秀 昭  
11番 橋 本 早 人
4. 欠席委員 8番 江 藤 国 子
5. 議事参与が制限された委員数 1名
6. 議事日程  
（1）出席確認  
（2）会長挨拶  
（3）議 事  
① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について  
② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
③ 農地法第3条の規定による地役権設定の許可申請について  
④ 農地法第4条の規定による許可申請について  
⑤ 農地法第5条の規定による地役権設定の許可申請について  
⑥ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
⑦ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
⑧ 非農地証明の発行について  
⑨ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）  
⑩ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）  
⑪ その他  
（4）その他
7. 出席職員  
農業委員会事務局職員  
事務局長 二宮啓幸、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主任 興梶 太希、  
行政専門員 衛藤哲男
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和5年 第12回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員  
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号2番 二宮 寿徳委員にお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第10までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員  
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」  
(議案第1号～7号 7件)

議長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号から7号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第8号～11号 4件)

議長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案8号について、議席番号1番 縣 次男委員より説明をお願いします。

1番 縣 次男 委員

はい、縣です。説明いたします。

受人は現在並柳牧場で牛を飼っていきまして、肉牛の最後の仕上げにお米を食べさせるというようなことで去年は私のところにお米を分けてくれと来たんですけど、土地を探していたらしくて受人と話し合いが出来て売買に至ったようです。

従業員も雇ってかなり牛も飼っていて大分の方にもかなり田んぼを持っているということで、機械も全部そろっているということで問題はないと思います。

議長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案9号につきまして議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

場所については湯布院町川北の特別養護老人ホーム温水園がある付近になります。

渡人と受人は親子で、受人は現在会社員ですが退職後を見据えて水稻で農業をやりたいということで準備をしていきたいということで、早めになります。今回贈与をしたいということで、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案10号につきまして議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、9番の安部です。10番の議案について説明をいたします。

渡人と受人は兄弟ということで、受人は地元のさざんか農事組合の事務局をしまして、機械等も全部さざんかの方から借りて作るということで別に問題ないかなと思っております。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案11号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

はい、それでは説明をいたします。

挾間町田代、来鉢の方から別府市に向けて走って行ったら別府市との境界のあたりになります。

渡人所有の水田を受人が買い取るというような話のようで。受人は別府にいたんですが、農業の経験はあって、機械もほぼ揃えているということ聞いております。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第3条の規定による地役権設定の許可申請について」  
(議案第12号 1件)

議 長

それでは、日程第3 農地法第3条の規定による地役権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

この案件は議案14号と一体的な議案のため、のちほど併せて審議いたします。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による許可申請について」  
(議案第13号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案13号について議席番号5番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

資料は1ページからになります。

申請地は医大バイパスからほどなく入りまして、イオン挟間店の西側、宮田保育園に行く途中の場所になります。

申請者は先月の5条申請でも出てきた人です。今回は4条ということで、駐車場用地ということで自分が使う駐車場として利活用したいという話であります。

御審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案13号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による地役権設定の許可申請について」  
(議案第14号 1件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による地役権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程5 農地法第5条の規定による地役権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案14号について、この案件は先ほどの議案12号と一緒に審議します。議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

はい、先ほどの議案12号、3条の地役権設定がありまして、これは5条の地役権設定ということで、この2つはつながった案件ですので同時に説明をします。

資料の6ページですね。場所は湯布院の駅裏で川上の乙丸に八幡神社っていう所がありますがその付近です。ちょうど川上と川北の境目ぐらいのところですよ。

12号は、日出生台の演習場に向かう道路をずっと登っていくと高速道路をくぐるところがあるんですが、その付近でメガソーラーの計画がありまして、その送電線を

申請地の上を通すために、たまたま農地だったものですから地役権の設定をしたいということでございます。

これと併せて14号の、資料の8ページに赤い四角が2つありますがそこに送電線の電柱を2か所建てたいということで5条の地役権設定の許可申請が出ております。

これは全体的に見たときに農地を通るのはここだけだと聞いております。この後は市道を縦断して川北の下石武っていう所までずっと縦断していくそうです。これが許可が出るか分からないんですが。地元の水路組合は、高圧の電流が水路の下とか道路の下を通るため非常に危険性を危惧されていて、地元の方は送電線が通ることには反対しているようです。

ただ、ここだけを見ると問題はないのかなと思います。以上です。

議 長

それでは、議案12号と14号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

資料の6ページに位置図があるけど、太陽光はどのあたりになるの？

4番 高田 英 委員

ずっと上がって行って…。

3番 秋吉 一郎 委員

まだ上の方？

4番 高田 英 委員

申請地って書いてる横に日出生台に上がる道路があるやろ。

3番 秋吉 一郎 委員

あるなあ。

4番 高田 英 委員

それをずっと上がって行って、高速道路と交差するところ付近。

3番 秋吉 一郎 委員

若杉地区？

4番 高田 英 委員

そう、若杉。

事務局

若杉ダムの横です。

3番 秋吉 一郎 委員

あそこらへんにそんな土地あったかな？

事務局

若杉集落のダムを挟んで反対側の山ですね。

3番 秋吉 一郎 委員

ああ、杉山伐採したところがあったわな。

1番 縣 次男 委員

杉山を伐採したあそこに作るんや。

事務局

そうですね、だいぶ前に伐採されたところにできる計画ですね。

1番 縣 次男 委員

あそこから下石武の変電所まで運ぶんやな。相当な距離やな。

4番 高田 英 委員

そうそう。市が道路を縦断するのをOKするかなとは思うんだけど。市道の縦断って  
いうのはそもそもあまりよろしくないはず。

3番 秋吉 一郎 委員

あんまりよくないな。水道とかああいうのは別だけど、こういうのは難しいかも。

4番 高田 英 委員

まあ、ここだけ見ると許可せざるを得ないのかなって思うけど。地元は反対みたい  
だけど。

事務局 長

縦断って埋設するんですか？

4番 高田 英 委員

埋設するって聞いたんよ。そんなことかって思ったけど。

これを行く途中に、若杉ダムから来ている白滝水路っていう農業用水路があって、  
その白滝水路が湯布院の駅裏から温水園ぐらいまで一帯をカバーしてるんですね。

3番 秋吉 一郎 委員

前徳野岳本線の石武のところの変電所やろ？

4番 高田 英 委員

そうそう。

3番 秋吉 一郎 委員

あそこは道路が狭いからなあ。

議 長

道路の上を通すんじゃないの。

4番 高田 英 委員

いや、下に埋めるって。

上でいくと問題がずっと出てくるやん。電柱を何本も立てていかないといけないし。だから市道の敷地に逃げようとしたんだと思うんや。市がOK出したかは知らないんだけど

1番 縣 次男 委員

地下を通るんかえ。

3番 秋吉 一郎 委員

そうそう、市道の下に埋設するんよ

9番 安部 義浩 委員

これも畑の中を通るということでしょ？

4番 高田 英 委員

ここは上を通る。ここは上だけど、この先は埋設するってこと。

3番 秋吉 一郎 委員

位置図のJRの線の横に市道が通っていて、そこまで言ってずーっと埋設するということ。久大本線の文字があるところぐらいに変電所があるからそこまで引っ張っていくと思うんや。

4番 高田 英 委員

これは、メガソーラーとか市道の埋設関係の許可状況は把握してますか？

事務局

メガソーラーについては再エネの条例は完全に終わっていると聞いてます。

4番 高田 英 委員

あ、そうなん。地元は何も言ってないの？

事務局

結局条例の対象となるのは本体についてだけなので、メガソーラー本体については若杉とかあそこら辺の集落との話なんですよ。

今回反対しているのは石武地区とかで送電線の部分については条例では拾えないというか、対象にならない部分の話。

市道部分については占用申請をするっていうのは聞いてるんですけどどこまで進んでいるかはちょっと聞いてないんですけど。

議長

まあでも農業委員会としてはこれ反対する要素はないやろ。

4番 高田 英 委員

この部分だけを見て不許可という話にはならないだろうけど。

議長

まあ市道部分とは関係ないけんな。

3番 秋吉 一郎 委員

市道の許可をもらうときに、うちの許可を取ってますって話になるとあまりよくないかなと思うんだけど。まあ関係ない部分だとは思っているんだけど。

全体的には条件付きか何かにしないと、農業委員会は許可出してるからという話になっても困るかなって。

4番 高田 英 委員

建設課に聞く？

事務局

いや、建設課もですけど業者にも今どれくらいまで話が進んでいるかをちょっと聞きましょうか。市道の縦断部分についてどれくらい話がされているか。ちょっと聞いてみましょうか。

4番 高田 英 委員

じゃあこれは後で審議にしましょうか。

議長

ではこの12号と14号は後で審議にしたいと思います。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」  
(議案第15号 1件)

議長

続きまして、日程第6 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程6 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案15号から17号ですが、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

この案件は議案16号と一体的な議案のため、併せて審議したいと思います。

■日程 第7 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第16号～20号 5件)

議長

続きまして、日程第7 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程7 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案15号と16号の説明を議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

はい、それでは説明します。

資料では11ページから19ページですね。場所は私の住んでいる蓑草地区という所です。国道210号線の湯布院町に入るちょっと手前のところにラーメン屋さんがありますけど、それを過ぎて右に曲がって登っていくと申請地があります。

これ、以前ここで審議された案件だと思うんですが、ずっと工事にかからなかったんですね。どうしたのかなというふうに思っていましたけど、ちょっと不備なのかなんかあったと思うんです。今回再度申請が上がってきてます。

ここなんですけど、12ページの地図をひっくり返して北側を上に見てもらえると、南向きの急な棚田できつい斜面になってます。そこに太陽光を作るということで審議していただいて、地域の中でもここあたりはもう荒廃地で、その棚田の部分を整地して太陽光を置くという形で前に許可は出たんですが、ちょうどその12ページの水色のところには防火用水が有るんです。その横に電柱を立てて、今回の太陽光の電線をそこに引っ張って、その上のところに普通の電柱があるのでそれに結び付けていくのではないかなと思っています。

前回の申請もそうでしたが、地域に対する影響というか迷惑がかかる状況ではないと思いますので、こういった形で利用していくのがいいのではないかなと思いますので。

あとは事務局から、ここがこういうふうにとちょっと止まった状況の説明とかあればいただければ。なければこのまま審議していただきたいなと思っています。以上です。

議長

事務局何かありますか。

事務局

補足しましょうか。

過去この一帯で太陽光の計画があって、今回のとこだけ遅れた経過なんですけど、資料の13ページの字図を見てもらいたいんですが受人の法人がFITの認定を取ったときに、FIT申請の地番としては1699番1で認定を取ってたんですけどその後の地域との話とかの中で、そこに赤枠であります1698番の方に作るようになって、当時申請が出たんですけど、経済産業省の方にも確認をしたところFITの認定地番に何もしないで隣の土地とかに作るっていうのはFIT法上NGだという回答がありました。その時の計画では1699番1は何も触らずにまるっと1698番にスライドさせて作るような計画だったので、FIT法ではそれが認められていないので農転許可できませんよという話を出しました。

その認定を取っている1699番1で何かしら工事が、少しでもあればOKということなので、今回はここに電柱を1本建てて、この土地も噛ませて接続するという形にすればFIT法上OKになるということになりましたので、追加で農振の除外とかをして、今回のような形になってます。

なので今回電柱として出てる部分が新たに計画を変更して追加された分ですね。こうすることで元々計画のあった1698番に太陽光を設置するというのがOKになりましたので、今回2件併せて申請が出てきているという状況でございます。

ですので問題はクリアされたというふうに認識してもらっていいと思います。

議 長

それでは、議案15号、16号につきまして、質問がある方はお願いします。  
(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

じゃあ、高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。  
挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議 長

先ほどの14号について確認が取れたようなので説明をお願いします。

事 務 局

すみません、先ほどのメガソーラーの電線の分なんですけど、今建設課の方に確認してきたら市道縦断の許可は出しておるとのことでした。延長が大体2km弱で深さが約15.5cmのところに埋設するという計画に対して許可を出しているようです。

4番 高田 英 委員

浅いと思わん？15cmって。

11番 橋本 早人 委員

なんか埋設するのに基準とかあるんじゃないんですか？

3番 秋吉 一郎 委員

いや、市道とか最低でも80cmぐらいは埋めないといけないわ。県道だと1m20cmぐらいになるし。

事 務 局

155cmの間違い…ですかね？ミリメートルって言ってたけどなあ。

3番 秋吉 一郎 委員

いや、それはたぶん違うわ。メートルやろ。

事務局

もしかしたらミリとメートルの見間違いがあるかもしれませんが…。

3番 秋吉 一郎 委員

それでも許可は下りちょんのやろ。

事務局

許可が出てるのは間違いありません。

議長

ということであります。

10番 麻生 秀昭 委員

ということならあそこは川とかまたぐんじゃないんですか。

3番 秋吉 一郎 委員

川はおそらくないわ。

10番 麻生 秀昭 委員

え、高田建設の向こう側くらいになかったかな。

3番 秋吉 一郎 委員

ああ、そこまで行かない。もっと手前に変電所があるから。高田建設より手前になるけん。

議長

埋設許可は市が出してるということです。

4番 高田 英 委員

これ、なんか議会でも出たんじゃない？

事務局

こないだの12月議会でちょっと触れられましたね。地元が反対してるらしいっていうのを聞きましたけど。

まあ、地元の意見はここにはあまり関わってこないの。

議長

ここではそれは言われんけん。

他に質疑ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件、12号と14号を承認致します。

すみません、議案17号も、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限に

より退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、議案17号につきまして議席番号3番 秋吉 一郎委員より説明をお願いします。

3番 秋吉 一郎 委員

はい。場所はですね、湯平駅から庄内寄りに1kmぐらいいったとこでちょうど庄内との境界のところですよ。

資料の広域図を見てもらうといいんですが、一番いいのは22ページかな。ここに縦と横に白地があると思いますが、縦の分が前の町道です。横の分が国道の210号線です。

現地は民間車検の九大車両が売買するということですよ。それからあとから説明がありますが非農地の件もあるということで申請がありました。

現地は図面の22ページで、渡人の土地にちょうど九大車両の工場が出来ております。今回申請があるのはそこにある2818-2と2815-7、2815-5で、これはちょうど国道のバイパスが出来たときに分割された残地になっております。

申請地以外のところは建物が建っていて、昭和57年の時に許可をもらって工場を建てています。今回、申請地の2818-2についてはちょうど法面で使い前がないため売買をしたいと。2815-7も同じような形で売買をしたいと。2815-5も同じような形です。

1箇所ですね、2817については後から非農地証明で説明があると思います。こういう形で申請が出ております。現地を見たときに別に問題がないと思いますし、一応第2種農地であり、建設から41年程経過しておりますので問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案17号につきまして、質問がある方はお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

もう認めてあげないとしょうがないやろ。

議 長

これ、始末書もある？

3番 秋吉 一郎 委員

あります。

議 長

他に質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。  
挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員  
ありがとうございました。

議 長

続きまして、議案18号につきまして議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、18番について説明いたします。9番の安部です。

字図の方は28ページからをご参照ください。

県道小挾間大分線の赤野という所に光林寺というお寺があります。その南側になります。

受人の法人の人から説明を受けたんですが、もう周りは資料の30ページを見てもわかるように宅地化しております。ここだけ認めないというわけにもいかないかなと思いつつながら、排水の方もすべて承認を貰ってるので問題はないかなと思います。

審議の方よろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案18号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案19号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

はい、説明いたします。

これは挾間町来鉢のオギノオってところですが、来鉢から別府方面に行ってちょっと左に入ったところになります。

受人は建築会社で、1棟ですが建売にしたいということで、排水などの確認をしたら横に道路が通っているんですがその道路にマンホールがあって集落排水があるということなんです。

排水と近隣の方々の同意を得ておりまして、問題ないかなと思っております。

審議よろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案19号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案20号につきまして議席番号5番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

はい、説明いたします。

資料は37ページからになります。

挾間三差路から黒川の方に向かっていった橋の手前の土地になります。

渡人の家は近くなんですが、道より一段高いような土地で農地としてはなかなか利用できていなかったのかなという状況でありまして、今回こういった話を受けるに至っております。

審議をお願いします。以上です。

議 長

それでは、議案20号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

## ■日程 第8 「非農地証明についての審議」

(議案第21号～29号 9件)

議 長

続きまして、日程第8 非農地証明の発行について9件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第8 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

21号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして22号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして23号について質疑を求めたいと思います。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

写真のどのあたりになるんですかね？ちょっと場所が…。

事 務 局

写真が資料の54ページと55ページなんですけど、元々道沿いに細長い形であった土地なんですけど、写真の中では写っている部分全体的にという感じです。今進入路のようになっているところが耕作面だった所かなと思います。今は県の河川工事によりこういう形にはなっていますけれども。

元々のかたちとしては56ページの航空写真が令和2年頃の航空写真なんですけど、その時点でもう完全に耕作をしている雰囲気はないので。これは豪雨災害前の写真のはずなんですけど、この後の令和2年の豪雨災害でかなりやられて完全に非農地化したという話を聞いています。

ちょうどここが、この前の雨の土砂災害で通行止めの箇所、現地確認には行けなかったんですけど、話を聞く限りはそういう話のようです。

4番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして24号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして25号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして26号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

議案27号について、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、27号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。  
挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員  
ありがとうございました。

議 長  
続きまして28号について質疑を求めたいと思います。  
質問ありませんか。  
(ありません)  
質問がない様でございますので、採決をとります。  
現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して  
良いと思われる委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして29号について質疑を求めたいと思います。  
質問ありませんか。  
(ありません)  
質問がない様でございますので、採決をとります。  
現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して  
良いと思われる委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」  
(議案第30号～34号 5件)

議 長  
日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）5件あります。事務局  
より説明をお願いします。

事 務 局  
日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長  
それでは、議案30号は継続の案件です。  
質問はありませんか。  
(ありません。)  
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、議案31号からは新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案32号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案33号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案34号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第10 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」  
(議案第35号～36号 2件)

議 長

日程 第10 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第10 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議 長

議案35号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案36号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

## ■日程 第7 「その他」

議 長

その他で何かありますか。  
無いようですので終了したいと思います。  
以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。  
審議、お疲れ様でした。